

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に関する
IUCN 評価結果及び勧告の概要について

環境省

- 我が国が世界遺産一覧表への記載を推薦している「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について、5月4日、世界遺産委員会の諮問機関（IUCN）の評価結果がユネスコから通知された。
- 世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告の4段階の区分（※）のうち、「延期」が適当との勧告がなされた。

※勧告の4段階の区分

	記載	世界遺産一覧表に記載するもの
	情報照会	追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの
○	延期	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの（推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある）。
	不記載	記載にふさわしくないもの

1. 「延期」の主な理由

- ① 推薦地は連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模（100ha以下）な区域が複数含まれていること。
- ② 推薦地の連続性の観点で、沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置づけにあるが、現段階では推薦地に含まれていないこと。
- 再推薦までに必要な事項として、a:北部訓練場の残る地域について、推薦地管理の観点から米軍との調整のさらなる発展、b:推薦地管理への地元自治体や関係者の参画の推進、c:私有地（奄美大島）の取得の推進が列挙。
- IUCN は、日本政府がこれらに対応すれば、世界遺産一覧表への記載の可能性があると考えている。

2. 世界自然遺産の評価基準への適合

評価基準	評価の概要
ix) 生態系・生物 進化	「延期」の理由①の点で、生態学的な持続可能性に懸念がある等、 <u>基準には該当しないと評価</u> 。
x) 生物多様性	「延期」の理由①②を改善することで、 <u>基準に該当する可能性</u> があると評価。

3. その他の主な評価

- 絶滅危惧種や固有種の生息地であるという点で、4島が世界遺産としての可能性を有していると評価。
- 推薦地の保護管理については、強力なガバナンス体制や多くの関係者の参画など、世界遺産としての要件を満たしているものと評価されている。一方で、推薦地の価値に影響を与える脅威として、ノネコ、ノイヌを含む侵略的外来種、固有種の交通事故、野生生物の違法採取、観光影響が指摘され、下記の対応が要請。
 - 外来種対策の推進
 - 実効性のある観光管理の仕組みの構築
 - 絶滅危惧種や固有種等の総合的なモニタリングの実施
- 北部訓練場の残る地域については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると評価。